

令和5年度 (受託) 遺跡発掘調査費 中原遺跡発掘調査業務委託
特記仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、掛川市(以下「委託者」)が発注する「令和5年度 (受託) 遺跡発掘調査費 中原遺跡発掘調査業務委託」(以下「本業務」という)の仕様書として発掘作業に必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 本業務は株式会社サカタのタネ本館増築工事に伴う中原遺跡の発掘調査を行い、埋蔵文化財の記録保存を図る。

(業務内容)

第3条 受託者は、委託者の指示に従い以下の作業を実施することとする。

- (1) 業務場所 : 掛川市高田・吉岡地内(別紙位置図参照)
- (2) 委託期間 : 契約日から令和6年2月29日
- (3) 作業内容 : ①準備(事前打合わせ、調査機材運搬)
②発掘調査(表土掘削、包含層掘削、遺構検出、遺構掘削、図面作成、写真撮影)
③測量作業(基準点測量、水準測量、グリッド杭設置、遺構平面図作成)
④一次整理作業(写真・図面の整理、遺物の洗浄、注記)
- (4) 調査面積 : 924 m² (1面)
調査は、人力による掘削土の置き場を確保するため、二分割(東西、南北)して行う。
- (5) 調査体制 : 主任調査員(現場代理人)、計測員(測量助手)、発掘作業員

(準拠する規則)

第4条 本業務は、文化財保護法、掛川市文化財保護条例、本仕様書、測量法等の関係法規、公共測量作業規程などに準拠し、業務の目的を図るものとする。また平成23年10月24付け教文第998号で通知された「静岡県埋蔵文化財発掘調査の作業基準・積算基準」に準拠する。

(用語の定義)

第5条

甲 委託者(掛川市)

乙 受託者

監督員 甲に属し、発掘調査に関する専門的な知識を有し、業務を直接担当して指揮・監督する職員

主任調査員 乙の雇用する者の内、次のいずれにも該当する者。発掘作業委託期間中は、現場に常駐する。

①大学並びに大学院で考古学を専攻した者。行政等又は埋蔵文化財の発掘調査組織で5年以上の実務経験がある者。

②台地及び集落遺跡調査の本調査の実績がある者。

現場代理人 委託契約の的確な履行を確保するため、業務の施行及び契約事務等に関する一切の事項を処理し、本業務が適正に遂行されるよう管理及び監督する者。主任調査員が兼ねることができる。

計測員 乙の雇用する者の内、測量法に規定する測量士あるいは測量士補の資格を有する者。

(必要書類の提出)

第6条 乙は、契約締結後速やかに実施計画書を作成し、契約締結後速やかに作業工程表、主任調査員、計測員の経歴書等を作成して、甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、発掘作業及び整理作業期間中、毎日作業日誌を作成しなければならない。

3 乙は、発掘作業及び整理作業期間中、毎月1度、甲に作業報告をしなければならない。

(監督員の権限)

第7条 甲は、委託業務の実施にあたり、指揮・監督を行うため監督員を置くものとし、監督員は次に掲げる権限を有する。

①契約の履行について乙又は乙の現場代理人に対する指示。

②仕様に基づく工程の管理、立会い、業務施行状況の検査。

(打合わせ等)

第8条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、甲と乙は常に密接な連絡をとり、本業務の方針及び条件等の質疑を行い、その内容についてはその都度乙が打合わせ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

(安全管理)

第9条 乙は、本業務遂行のため、事故のないよう作業員の衛生、安全管理に努めなければならない。特に重機周辺で作業する人の安全管理を徹底する。

2 乙は、作業用通路の設定、遺構等についての保護対策及び見学者の安全確保が必要な場合は、甲と協議のうえ、必要な措置を講じなければならない。

3 朝礼及びミーティング等により作業員に危険予知訓練及び安全教育に努めるものとする。

4 乙は、本業務が榊サカタのタネの敷地内において実施されることを鑑み、作業範囲の周囲を安全柵等で囲い、調査中や夜間、休日等第三者が調査地内に立ち入って、事故に遭うことの無いよう十分な安全対策を実施するものとする。

(準備)

第10条 本業務に必要な資機材は、原則として乙により準備するものとする。

(発掘作業時間及び作業日)

第11条 発掘作業時間や休憩・休息時間は、乙が決定し、甲の承認を得ること。発掘作業日は、原則的には土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、月曜日から金曜日とするが、調査日程及び工程上で、やむを得ず休日に作業を行う場合には、甲の承認を得た上で、実施すること。

2 重機等の作業時間及び作業日についても前号に準じる。

(調査区の設定)

第12条 調査区には必要に応じて、調査区割り（以下、「グリッド」という）を設定する。グリッドの区割り線は平面直角座標系（以下、「国家座標」という）の軸線に合わせ、その数値を明らかにする。

(表土の掘削)

第13条 調査対象地内の表土を掘削する場合、バックホウのバケットを平爪にし、遺構及び遺物包含層に最大限の注意を払い作業を行わなければならない。

(遺構の確認及び遺物包含層の掘削)

第14条 遺構の確認及び遺物包含層の掘削は、スコップ、鋤簾等を使用して手作業において行う。

- 2 出土遺物については、一括遺物及び重要遺物は出土状態図（平面図及び断面図もしくは立面図、以下同様）の作成と写真撮影をして取り上げ、それ以外はグリッド単位にそれぞれ層位別に取り上げる。
- 3 遺構の検出と遺物の取り上げにあたっては、土層の変化に十分に注意を払う。
- 4 発掘調査時は、遺構面の保護について必要な措置を行う。

（記録作業）

第15条 乙は、「静岡県埋蔵文化財発掘調査の作業基準・積算基準」に基づき遺構や土層等、必要な図を作成し、また必要な写真撮影を行うものとする。

- 2 乙は、各調査課程（遺構検出状況、遺物出土状況、土層断面等）において、35ミリカメラ（カラーズライド）及び一眼レフデジタルカメラ等による撮影を行い、撮影データ（撮影日、撮影対象、撮影方向）を記録した台帳を作成する。
- 3 使用する一眼レフデジタルカメラのセンサーサイズは、フルサイズとし報告書などの記録用（成果写真）とする。成果写真のうち主要な遺構写真、全景写真はRAW方式で撮影する。但し、調査進行上の工程写真はこの限りではない。

（遺構測量）

第16条 遺構測量は、検出した遺構等に対し実施し、対象となる遺構の調査に最も適した測量用具を使用し行うものである。

- 2 乙は作業と平行しながら、速やかに1/100の縮尺の調査区略測図を作成する。
- 3 遺構の図化は、平面図、断面図、遺物出土状態図を作成する。原則として平面図、断面図とも1/20とする。遺物出土状態については、必要に応じて1/10とする。
- 4 測量方法は、トータルステーション測量、遣り方測量等を原則として、必要に応じてデジタルカメラを用いた簡易写真測量等を併用して行う。また、監督員の指示する地形及び変化点についても測定を行うものとする。
- 5 使用する図面用紙は、A2判を基本とする。

（土層の注記）

第17条 土層の注記にあたっては、土質表記として、砂、シルト、粘土、及びその組合わせを基本とする。

- 2 土色の記載方法は、農林水産省農林水産技術会議事務局及び財団法人日本色彩研究所色票監修の「新版標準土色帖」に準拠する。

（出土遺物の取り上げ）

第18条 乙は、遺構内の遺物取り上げにあたっては、トータルステーション等による取り上げ位置観測を行い、慎重に遺物の取り上げを行う。遺物は基本的に遺跡番号、取り上げ日、出土グリッド、遺構番号、出土層位、備考等の項目を記載した遺物カードとともにビニール袋に入れ、収納する。

- 2 出土した遺物は遺物台帳を作成する。遺物台帳には、通し番号、取り上げ日、遺構番号、出土層位等を記入する。

（全体図の作成）

第19条 校正済みの1/20遺構図を基に縮小編纂を行い、縮尺1/100の全体図を作成するものとする。なお、図面の構成及び図面番号の記入事項については、監督員より別途指示する。

(撤去)

第20条 乙は、現地での調査が全て完了した時は、甲の了解の上で、現地を清掃し、仮設備、残材を撤去しなければならない。撤去後は、監督員の最終確認を得るものとする。

(基礎整理作業)

第21条 乙は、整理作業として次の作業を行う。

- (1) 図面整理 発掘調査で記録した図面を分類整理し、遺跡名、図面名称、縮尺、実測者、実測年月日、備考等を記入する。そしてそれらを記載した一覧表形式の図面台帳を作成する。
- (2) 写真の整理 スライドはマウント形態としてアルバムに整理収納する。それぞれ各コマには撮影対象、撮影方向、日付等を記入するとともに、これらを一覧表形式にした写真台帳を作成する。一眼レフデジタルカメラで撮影したものは日付毎、遺構毎のフォルダーに画像データを整理する。また、RAW方式で撮影したものは、現像作業(ホワイトバランス、レンズ補正)を行った上で、TIFF形式で保存する。データは、DVD-R等の媒体に記録する。
RAW方式以外で撮影したものは日付毎、遺構毎のフォルダーに画像データを整理し、DVD-R等の媒体に記録する。
- (3) 遺物の整理 出土遺物は洗浄、注記する。必要な場合には薬品等による強化処理を行う。

(成果品)

第22条 本業務の納入成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 当該発掘調査で作成された資料 | 一式 |
| (2) 調査員業務日報 | 一式 |
| (3) 各種遺構測量図 | 一式 |
| (4) 基準点測量成果 | 一式 |
| (5) 水準測量成果 | 一式 |
| (6) グリット杭配置図・成果簿 | 一式 |
| (7) 1/100 略測図 | 一式 |
| (8) 1/20 平面図(編集素図) | 一式 |
| (9) 1/100 平面図(編集素図) | 一式 |
| (10) 遺構等写真アルバム | 一式 |
| (11) 作業記録写真帳 | 一式 |
| (12) 図面台帳 | 一式 |
| (13) 写真台帳 | 一式 |
| (14) その他、甲が必要と認める資料 | 一式 |

(納入場所)

第23条 本業務の納入場所は、掛川市文化・スポーツ振興課とする。

(留意事項)

第24条 乙は、本業務の実施に当たり、(株)サカタのタネの敷地内で発掘調査を行うため、作業車や従業員とのトラブルが起こらないよう充分注意する。万一トラブルが生じた場合は、甲に報告するとともに、甲乙協議のうえ速やかに解決しなければならない。

- 2 重機掘削および排土の運搬や処理は、施工主である(株)サカタのタネが、直接、掘削業者と契約を締結するため、本業務の対象外とする。